

高額療養費支給申請業務支援委託に関する募集要項

1 趣旨

高額療養費支給申請業務においては、現在、被保険者等から提出された支給申請書の審査及び広域連合電算処理システムへの入力を各市区町村が行っている。本業務は、効率的な運営を行うことで、被保険者に対する行政サービスの向上を図るとともに、被保険者数の増加等による市区町村の業務負担を軽減するため実施するものである。

2 業務概要

- (1) 履行期間 令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで
準備期間：令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 11 月 30 日（予定）
運用開始：令和 8 年 12 月 1 日から
- (2) 履行場所 東京都後期高齢者医療広域連合（以下都広域連合という。）が指定する場所
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 概算経費（提案限度額）
584,429,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
概算経費（提案限度額）を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 提案書提出時において、東京都又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有しており、物品買入れ等競争入札参加資格審査において、営業種目「121 情報処理業務」または「190 その他の業務委託」のいずれかについて、等級区分が B 級以上であること。
- (2) 個人情報に関する十分な管理体制があり、情報漏えい等の事故発生時の対応及び補償ができること。
- (3) プライバシーマーク（JIS Q15001）又はそれに相当する個人情報保護に関する認定を付与されていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。
- (5) 提案書提出時において、東京都内及びその他の地方公共団体等から、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国及び地方公共団体（他広域連合を含む）において、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年のいずれかの年度において、窓口業務のアウトソーシング又は A I - O C R 等を活用した行政事務の業務効率化を目的とする業務の受託実績を有するか、もしくは、現在委託されていること。
- (7) 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 10 年を経過しない者の統制下にある企業等でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、もしくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされていないこと。

4 選定方法

(1) 審査方法

一次審査について、参加が5事業者以内の場合は、参加資格要件のみを審査する。ただし、6事業者以上が参加した場合、提案書等を選定評価項目等一覧（別紙2）の1次審査の項目により評価し、評価点の高いものから順に5事業者を選定する。第一次審査を通過した事業者を対象に、第二次審査（提案書等の書類審査とプレゼンテーションによる総合評価）を選定評価項目等一覧（別紙2）の2次審査の項目により実施する。第二次審査の結果、最も優れた提案事業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 日程

ア 募集開始日	令和8年5月1日（金） （質問受付開始日、参加申込書受付開始日）
イ 質問締切日	5月8日（金）
ウ 質問回答日	5月15日（金）
エ 参加申込書提出締切日	5月22日（金）
オ 提案書等提出締切日	5月22日（金）
カ 第一次審査	5月28日（木）
キ 第一次審査結果通知	6月4日（木） 予定
ク 第二次審査（プレゼンテーション）	6月12日（金）
ケ 第二次審査結果通知	6月17日（水） 予定

(3) 質問回答

募集に関する質問は、質問票（別紙4）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり行うこと。

ア 質問締切	令和8年5月8日（金）午後5時 ※期限を過ぎた質問は受け付けない。
イ 質問方法	質問内容等を記入した別紙4のエクセルファイルを、電子メールで担当部署に提出する。 ※メール件名へは、必ず「プロポーザル（質問）」と明記すること。
ウ 担当部署	東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 給付係 電話 03-3222-4421 メールアドレス kyufukanri@tokyo-kouiki.jp
エ 回答方法	令和8年5月15日（金）にホームページ上に参加申込書提出者及び全ての質問者への回答を掲載する。

(4) 応募方法

参加を希望するものは参加申込書（別紙3）を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限	令和8年5月22日（金）午後5時
イ 提出方法	提出場所に持参する（郵送は不可）。 あらかじめ、来庁日時を電話で予約の上、提出書類を持参すること。
ウ 提出場所	東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館16階 東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 給付係 電話 03-3222-4421
エ 受付時間	午前9時～午後5時（ただし、土日祝日を除く。）

(5) 提案書等の提出

提案書等の提出は、以下のとおり行うこと。

- ア 提出期限 令和8年5月22日(金)午後5時
- イ 提出方法 提出場所に持参する(郵送は不可)。
あらかじめ、来庁日時を電話で予約の上、提出書類を持参すること。
- ウ 提出場所 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館16階
東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 給付係
電話 03-3222-4421
- エ 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く。)
- オ 提出物
- ・下表の番号1～10の各書類を提出すること。原則として、A4判(縦・横いずれも可)で作成すること。
 - ・様式が定められているものについては、様式に記載すること。
 - ・提出書類と併せて、返信用封筒(結果通知用/長形3号)を2通提出すること。
 - ・提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は原則認めない。また、提出期限以降に辞退した場合の提出書類は返却しない。

【提案書等提出物一覧】

番号	提出物	特記事項	提出部数 ※
1	会社概要	パンフレット等があれば添付すること。	番号1～2 各1部
2	定款、規約その他これに類する書類	写しの提出を可とする。	
3	提案書(様式1)	様式1を表紙とし、表紙を除きA4判25枚以内(両面印刷可。50ページまで。)	番号3～7 各10部 (正本1部、副本9部。正本は様式1を表紙とし、左綴じで1セット、副本は事業者名を類推できるような表現を除き、左綴じで1セットとして9部提出。)
4	事業受託実績(様式2)	契約書(様式に記載する各契約の主な契約内容を確認できる部分のみで可)の写しを1部添付すること。	
5	情報管理体制(様式3)		
6	法令遵守(様式4)		
7	個人情報保護(様式5)		
			番号4の添付書類は、1部
8	見積書(様式6)	業務内容(項目)ごとにかかる数量及び単価を明らかにすること。	番号8～10 各1部
9	プライバシーマーク(JIS Q15001)登録証又はそれに相当する個人情報保護に関する認定証の写し		
10	納税証明書(法人税、法人事業税、消費税、地方消費税)	写しの提出を可とする。 直近2年分の書類を提出すること。	

※番号3～7の順に右端上部からインデックスを添付し、ページ番号をふること。

※番号1～9については、電子データをDVD等により一部提出すること（番号3については副本のデータとする。また、番号4の添付書類を除く。）。

カ 提案書の記載内容等について

提出物のうち、番号3「提案書」には以下の事項を、以下の順番で記載すること。記載にあたっては、評価項目等一覧(別紙2)に留意すること。

- ① 本業務の実施体制及び連絡体制
- ② スケジュール
- ③ コールセンターの体制及びBPOセンターの体制
- ④ 国及び地方公共団体（他広域連合を含む）における、令和5年度から令和7年度までの過去3か年の、窓口業務のアウトソーシング又はA I－OCR等を活用した行政事務の業務効率化を目的とする業務の受託実績（契約期間の始期及び終期がともに令和5年4月1日～令和8年3月31日の期間内であるものに限る。）※事業受託実績(様式2)に記載のものに限る。
- ⑤ 高額療養費申請勧奨通知等の様式、デザイン、記載内容（封筒様式を含む。）
- ⑥ 業務目的達成のための効果的な実施方法の提案
- ⑦ 成果物等
- ⑧ 企画・提案力

(6) プレゼンテーション

令和8年6月12日（金）予定

第一次審査を通過した事業者へ、実施について個別に通知する。提案書等の第一次審査において提出した書類をもとにプレゼンテーションを行うものとする（希望により、パワーポイントの使用可）。追加資料については、(5)カ「⑧企画・提案力」の補足資料として、プレゼンテーションの時間内に説明が完了するものに限り配布を認める。プレゼンテーションは、業務を受託した場合に主担当となる者を含めるものとし、5人以内で行うこと。

(7) 審査結果の通知

第一次審査については、令和8年6月4日（木）までに結果を電話で通知後、書面で通知する。

第二次審査については、令和8年6月17日（水）までに結果を電話で通知後、書面で通知する。

なお、審査結果に対し異議申し立てはできないものとする。

5 委託予定事業者との協議

委託予定事業者と都広域連合との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、本要項に基づき提出された「提案書等」については、当該提案内容を本業務委託仕様書に加え実施することを原則とする。

委託予定事業者が契約締結前に、都広域連合から指名停止を受けるなどにより「3参加資格」に該当しなくなったこと、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合等、当該事業者の選定を取り消し、審査結果が次順位のことを新たに委託予定事業者とすることができる。

6 プロポーザル方式による選定結果の公表

本件に関する事業者選定情報（提出書類を含む）は、東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年3月1日東京都後期高齢者医療広域連合条例第4号）に基づき取り扱うものとする。

プロポーザル方式における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、本プロポーザルに関する情報について、積極的に情報の公開及び提供を行うものとする。なお、情報公開

及び情報提供は、事業者選定に影響を及ぼさないよう、その内容及び時期について十分な配慮のもとに行うものとする。

また、契約締結後、次の項目を都広域連合ホームページにおいて公表する。

①件名

②審査の経緯

③評価結果（提案事業者※、評価点（総合点））

※受託事業者名を公表し、それ以外の事業者名は掲載しない。

④選定結果

7 失格

次の各号に該当した場合は、失格になる場合がある。

(1) 提案書等の提出期限に遅れた場合

(2) 提出された提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合

ア 提出すべき書類に不足がある場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 虚偽の記載をした場合

(3) 参加申込書提出後に、本件に関して「4 選定方法(4)質問回答」に定める以外の方法により、本件に係る都広域連合職員に直接又は間接に連絡を求めた場合

(4) その他審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 その他

(1) 参加申込、提案書等の作成、提出等本選定に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。

(2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、令和8年5月22日（金）午後5時までに参加辞退書（別紙5）を提出すること。

(3) 提出された提案書等の書類は返却しない。

(4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うこととする。

(5) 本提案手続きにおいて知り得た都広域連合の機密事項に該当する内容については、守秘義務を課すものとする。

(6) 委託金額については584,429,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で、委託予定事業者との協議により別途決定する。なお、当該契約を更新する場合の翌年度以降の委託金額を保証するものではない。

(7) 都広域連合が委託予定事業者を選定した後に、本要項の条件に適さない事項が発覚した場合は、選定を取り消すものとする。この場合、選定取消までに発生した費用及び選定取消に要する費用について、都広域連合は一切負担しないものとし、当該事業者が、当該費用を負担するとともに、都広域連合に及ぼした損害を賠償すること。

(8) 本要項に定めのない事項等は別途定める。

問合せ先・担当

東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 給付係

担当 笠原・白井・太田

東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館16階

電話 03-3222-4421 F A X 03-3222-4500

メールアドレス kyufukanri@tokyo-kouiki.jp